

事務連絡
令和5年12月27日

岩手県教育委員会事務局保健体育課総括課長
各市町村教育委員会学校給食担当課長
各市町村学校給食センター所長
岩手大学教育学部附属小学校長
岩手大学教育学部附属特別支援学校長
各岩手県立支援学校長

様

公益財団法人岩手県学校給食会

学校給食における南部小麦粉のカビ毒の検出について(第4報)

このことについて、多大なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

今回の事案につきまして、「全国農業協同組合連合会岩手県本部」から原因と再発防止策についてプレスリリースでの報告がありましたので、別紙にてお知らせいたします。

今後とも、一層、安心・安全に配慮した食材を供給して参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

別紙

JA 全農いわて：「[弊会が販売した岩手県産小麦におけるDON（デオキシニバレノール）の基準値超過に関するお詫びと今後の対応について（第6報）](https://www.junjo.jp/news/page.php?p=697)」
<https://www.junjo.jp/news/page.php?p=697>

令和5年12月26日

各位

全国農業協同組合連合会岩手県本部

弊会が販売した岩手県産小麦におけるDON（デオキシニバレノール）の
基準値超過に関するお詫びと今後の対応について（第6報）

このたびは、消費者ならび取引先の皆様に多大なご迷惑・ご心配をおかけして
おりますことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今回発生させた事案につきまして、原因と再発防止策についてご報告いたし
ます。

弊会では、原因究明にもとづく再発防止策の徹底により、安全・安心な岩手県
産麦の生産および供給に取り組んでまいります。

記

1. 発生経過・対象等

(1) 発生経過等

令和4年産の岩手県産「ナンブコムギ」を県外の製粉メーカーに販売し、
当該販売先で自主検査したところ、DONが食品衛生法における基準値を超
えたものが検出されたとの報告。その後、県内の2製粉メーカーからも製粉
商品として消費者へ流通されていることが判明。

(2) 対象等（基準値を超過したものが含まれている小麦）

ア. 産地銘柄：令和4年産 岩手県北上市産「ナンブコムギ」

（JAいわて花巻から委託され弊会が販売した小麦）

※乾燥・調製施設：JAいわて花巻 藤根ライスセンター

イ. 対象数量：710.968ト（うち出荷済404ト）

※うち未出荷分306.968トは、区分管理により流通しており
ません。

ウ. 回収進捗状況（12月22日時点）

回収対象数量（原麦重量） 404ト

回収済み数量（最終商品重量） 384ト

(3) 対象外の小麦について

JAいわて花巻以外の岩手県内JAにつきましては、受入や乾燥・調製に
おいては適正な管理・運用が行われている事を確認しております。また、農
産物検査法施行規則の標準抽出方法に則って採取を行うと弊会が定めてい
る自主検査ルールでの検査においてもルールに即して実施している事を確認
しております。さらに、今般の事情を踏まえ出荷・販売に際しては、抽出に
よるDON再検査を実施し、安全性を確認しています。

2. 発生・流通原因

(1) 高濃度のかび毒が発生した原因

ア. 赤かび病の発生等を未然に防ぐため、JAいわて花巻では、赤かび病が発生する前の開花始期から盛期において防除指導を行っていましたが、生産者の認識不足により防除適期外での農薬散布が一部確認されました。また、時期的な業務の集中等による繁忙のため、JAいわて花巻での栽培記録の適切な確認ができておりませんでした。

イ. JAいわて花巻 藤根ライスセンター（以下、藤根RC）での荷受段階においては、早刈りや降雨後の収穫等により、荷受初期は、水分値の高い小麦が非常に多くなりました。

収穫後は、適切な水分値まで乾燥する間に、赤かび病菌が増殖し、かび毒が産生される場合があるので、速やかな乾燥を行うこととしていますが、藤根RCでの荷受初期の小麦の水分値が非常に高い水準であったこと、及び1日当たりの荷受量が集中したことにより、藤根RCの許容量を超えた荷受けとなったため、適正な水分値までの乾燥に多くの日数を要しました。

(2) 流通した原因

JAいわて花巻のDON自主検査の試料採取が、自主検査ルールどおりの採取となっておらず、正しい検査を実施するのに必要なロット・採取量、検査点数が確保されておりませんでした。JAいわて花巻の自主検査ルールを理解不足により、藤根RCへの指示・伝達に誤りがありました。

3. 再発防止策

今後、このような事態が発生しないよう以下の取り組みを実行し、消費者・事業者の皆さまが安心して岩手県産小麦を使用いただけるよう、生産者・JAとともに信頼回復と再発防止に努めてまいります。

(1) 生産段階での対応強化

ア. 適期での防除と刈り取りの指導徹底

- ・ JAいわて花巻、県農業改良普及センター連携による赤かび病防除前圃場確認、その後の適期防除指導や抜き穂指導の徹底
- ・ JAいわて花巻による栽培指導会、啓発パンフレット等による生産者への周知徹底

イ. JAいわてグループによる防除記録の確認徹底

- ・ JAいわて花巻の防除記録確認結果の弊会（県本部）への報告による確認のダブルチェック

(2) 高水分麦の乾燥調製施設の分散運用

- ・ 乾燥調製施設の能力に応じた受入限度量の設定による受入体制の整備
- ・ 近隣大型火力乾燥調製施設との連携による受入体制を再構築

(3) 自主検査ルールにもとづくDON自主検査の実施徹底・強化

- ・ 岩手県内全JAに対する自主検査ルールの理解促進と農産物検査時のサンプル採取の確実な実施（岩手県内全JA担当課長および乾燥調製施設担当者を対象に、理解促進のための研修会開催）

- ・ J Aいわて花巻については、当面の間、DON自主検査をルール以上に点数を増やして対応

(4) ガバナンス体制の強化

ア. J Aいわて花巻

- ・ J Aいわて花巻本店から各支店・地域営農センターへの指示・周知システムを再構築
- ・ J Aいわて花巻内の業務に関する責任所在の明確化

イ. 弊会（岩手県本部）

- ・ 食の安全安心にかかる全職員研修の開催による食品事業者としての意識向上
- ・ 要領、マニュアル等にもとづく、コンプライアンス担当部署のチェックによる運用の適正化

4. 補償対応について

- (1) 商品回収や返品の実費費用および関連する損失などの補償について対応させていただきます。
- (2) 製粉メーカー様およびその取引先事業者様への補償については対応を開始しています。

以 上